

# 鳥取県琴浦町で発生した風力発電設備の事故を 踏まえた対応について

令和2年4月1日

産業保安グループ 電力安全課

# 1. 鳥取県琴浦町で発生した風力発電設備の事故を踏まえた対応について

- 鳥取県琴浦町で発生した風力発電設備の事故においては、昨年5月のブレードの点検において、補修が必要※との判定がされていた。

※昨年5月に、損傷レベル4「設計強度に影響を与えるダメージであり、3ヶ月以内の修理が必要。風車の運転は可能。1ヶ月ごとのダメージ経過が推奨される」との判定がされた。

- 事業者は、直ちに停止しなければならない状態ではないと判断し、その後の通常点検でも異常とは判断しないで運転を続け、本年1月にブレード折損事故が発生。
- 今回のWGにおける事業者からの報告によれば、点検後の補修遅れが折損原因の一因であると推定されている。
- 原因究明は終了していないが、補修遅れによる同様の事故を防止するため、当該設備の設置者が設置したすべての風力発電所について、過去のブレードの点検の状況やその後の対応等に関する記録を提出するよう、電気事業法第106条第4項に基づく報告徴収を実施（3月23日）。

## 【設置者に対する報告事項】

- (1) 各発電所における保安体制図（変更があった場合には変更前のものを含む。）
- (2) 各発電所のブレードの点検の記録（巡視点検、月次点検、法令点検の他、ロープ点検等の自主点検を含む。）
- (3) 各発電所におけるブレード点検時の判断基準（変更があった場合には、変更前のものを含む。）
- (4) (2) 及び (3) を踏まえた、各発電所におけるこれまでの対応（対応内容、対応時期を含む。） 及び現在の各ブレードの技術基準適合状況

## 2. 今後の対応について

- 報告徴収を行った結果、鳥取県内で保安停止している東伯風力発電所、大山風力発電所、中山風力発電所のうち、ブレードの補修遅れの風車が存在することが判明した（鳥取県外については現在精査中）。
- このため、過去のブレードの点検において、事業者／メンテナンス会社の判断基準の下で、一定期間内の補修が必要と判断されたにもかかわらず、その期間を過ぎても補修を行っていない風車について、詳細を十分に確認した上で補修等が必要かどうかを速やかに検討して対応するよう、事業者に要請することとする。並行して、事故機の事故原因の究明及び再発防止策の検討を早急に行うこととする。
- その上で、次回WGにおいて、
  - ブレードの点検の判断基準、補修方法、要観察時に実施した点検等について、事業者の説明を求めているかどうか。
  - 併せて、ブレード点検の判断基準、補修方法の基準の業界実態について業界団体等に報告を求めているかどうか。
- また、設置者以外の事業者に対しても、ブレードの強度に影響のある損壊（開口、クラック、剥離等）があり、点検によって一定期間内の補修が必要と判断されたにもかかわらず、その期間を過ぎても補修を行っていない風車について、その現状等について経済産業省（産業保安監督部）へ報告することを要請する。